

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行について（新旧対照表）

下線：変更箇所

新通知	現行通知
<p style="text-align: center;"><u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等の施行について</u></p> <p style="text-align: center;"><u>令和3年12月16日付け3農振第1881号農林水産事務次官依命通知 制定</u></p> <p>今般、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和3年政令第137号）及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行規則（令和3年総務省・農林水産省・国土交通省令第1号）が施行された。</u></p> <p><u>同法の施行に当たっては、既に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行について」（令和3年4月1日付け総行過第23号・2農振第3808号・国国地第99号・2文科施第497号・厚生労働省発政総0401第4号・20210329地第3号・環自総発第2104016号総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣通知）が発出されたところであるが、特に過疎地域における農林水産業の振興に当たっては、次の点に留意の上、上記の法令の円滑な運用に格段の配慮をされるとともに、貴局庁管内都道府県及び市町村に対して周知いただくようお願いする。</u></p> <p><u>以上、命により通知する。</u></p> <p>別紙</p> <p>第1 <u>基幹道路の指定の手續、経費等について</u></p> <p>1 <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づく、過疎地域における市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道（過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道を含む。）の指定は、次に掲げる農道、林道又は漁港関連道であって、その新設又は改築を市町村が行うことが当該市町村の財政的又は技術的水準から見て著しく困難又は不適當であると認められるものについて行うものとする。</u></p> <p>(1) 農道</p>	<p style="text-align: center;"><u>過疎地域自立促進特別措置法の施行について</u></p> <p style="text-align: center;"><u>平成12年6月1日付け12構改B第609号農林水産事務次官依命通知 制定</u>  <u>平成14年7月1日付け14農振第567号農林水産事務次官依命通知 一部改正</u>  <u>平成20年10月1日付け20農振第1174号農林水産事務次官依命通知 一部改正</u>  <u>平成28年4月1日付け27林整整第732号農林水産事務次官依命通知 一部改正</u></p> <p>今般、<u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）及び過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）が施行され、この施行に当たっては、国土事務次官通知（平成12年4月27日付け12国地総（過）第143号）等が発出されているところであるが、特に農林水産省関係の事項については、別紙の点に留意の上、本法の円滑かつ的確な施行が図られるよう特段の御配慮をお願いする。</u></p> <p><u>なお、貴都道府県管内の市町村に対しては、貴職からこの旨通知されるよう御協力をお願いする。</u></p> <p>別紙</p> <p>第1 <u>基幹道路の指定について</u></p> <p>1 <u>過疎地域自立促進特別措置法（以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づく、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道（過疎地域とその他の地域を連絡する市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道を含む。）の指定は、その新設及び改築について市町村が行うことが当該市町村の財政的又は技術的水準からみて著しく困難又は不適當であると認められるものであって、次に掲げるものについて行うものとする。</u></p> <p>(1) 農道</p>

新通知	現行通知
<p>土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき新設又は変更される農業用道路であつて、次の要件を満たすもの</p> <p>ア 受益面積が30ヘクタール以上であること。</p> <p>イ 延長が800メートル以上で、かつ、幅員（全幅）が4メートル以上であること。</p> <p>(2) 林道 森林法（昭和26年法律第249号）第193条の規定に基づきその開設又は拡張につき国が補助する林道であつて、その利用区域の森林面積が50ヘクタール以上であるもの</p> <p>(3) 漁港関連道 農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官依命通知）別表の水産物供給基盤整備事業に規定する漁港関連道であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業実施方針（昭和40年8月19日付け40水港第2989号農林事務次官依命通知）第2の(1)に規定する主要漁港関連道又は事業規模が主要漁港関連道であること。</p> <p>イ ア以外の漁港関連道であつて、事業規模がアの主要漁港関連道と同等以上のものであること。</p> <p>ウ ア及びイ以外の漁港関連道であつて、その路線が市町村の区域を越えるもの又は延長が500メートル以上で、かつ、幅員（全幅）が4メートル以上のものであること。</p> <p>2 法第16条第4項の規定に基づき市町村に対し経費を負担させる場合には、同項は単に都道府県の財政負担の軽減を趣旨とするものではなく、市町村に対し基幹道路整備事業に要する経費の全部又は一部を負担させることにより、基幹道路整備事業の更なる推進を目指したものであることに留意されたい。</p> <p>3 この通知に定めるもののほか、基幹道路の指定につき必要な事項は、農村振興局長、林野庁長官及び水産庁長官が別に定める。</p> <p>第2 国有林野の活用について</p> <p>1 過疎地域持続的発展市町村計画の実施に当たって、過疎地域における生産機能及び生活環境の整備等のために国有林野の活用が必要である場合には、法第39条の規定に基づき、国は森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第5条の規定の趣旨に即して、その円滑な実施が図られるよう配慮することとしている。</p> <p>2 都道府県は、過疎地域持続的発展方針及び過疎地域持続的発展都道府県計画を策定し、又は過疎地域持続的発展市町村計画の策定について協議を受ける場合において、国有林野の活用に関する事項が含まれるときは、あらかじめ、当該事項について所轄森林管理局と十分連絡調整するよう留意されたい。</p> <p>第3 株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けについて</p> <p>1 計画の策定について</p>	<p>土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく事業により実施される農業用道路であつて、次の要件を満たすもの</p> <p>ア 受益面積が30ヘクタール以上であること</p> <p>イ 延長が800メートル以上で、かつ、幅員（全幅）が4メートル以上であること</p> <p>(2) 林道 森林法（昭和26年法律第249号）第193条の規定に基づきその開設又は拡張につき国が補助する林道であつて、その利用区域の森林面積が50ヘクタール以上であるもの</p> <p>(3) 漁港関連道 水産基盤整備事業補助金交付要綱（平成13年4月13日付け12水港第4494号農林水産事務次官依命通知）第2条別表5に規定する漁港関連道であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業実施方針（昭和40年8月19日付け40水港第2989号農林事務次官依命通知）第2の(1)に規定する主要漁港関連道又は事業規模が主要漁港関連道と同等以上のものであること （新設）</p> <p>イ ア以外の漁港関連道であつて、その路線が市町村の区域を越えるもの又は延長が500メートル以上で、かつ、幅員（全幅）が4メートル以上のものであること （新設）</p> <p>2 この通知に定めるもののほか、基幹道路の指定につき必要な事項は、農村振興局長、林野庁長官及び水産庁長官が別に定める。</p> <p>第2 国有林野の活用について</p> <p>1 法第25条の規定に基づき、過疎地域における生産機能及び生活環境の整備等のために、<u>国有林野の活用が必要となった場合には、国は森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第5条の規定の趣旨に即して、その円滑な実施が図られるよう配慮することとしている。</u></p> <p>2 都道府県は、<u>過疎地域自立促進方針及び都道府県計画を策定し、又は過疎地域自立促進市町村計画の策定について協議を受ける場合において、国有林野の活用に関する事項が含まれるときは、あらかじめ、当該事項について所轄森林管理局と十分連絡調整するよう留意されたい。</u></p> <p>第3 株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けについて</p> <p>1 計画の策定について</p>

新通知	現行通知
<p><u>法第21条に基づく農林漁業の経営改善のための計画（以下「経営改善計画」という。）又は農林漁業の振興のための計画（以下「振興計画」という。）の作成に当たっては、別記様式例を参考とされたい。</u></p> <p>2 経営改善計画及び振興計画の認定基準について</p> <p><u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第21条の農林漁業の経営改善又は振興のための計画に関する省令（令和3年農林水産省令第24号）第3条第1号に掲げる基準については、以下の点に留意されたい。</u></p> <p>(1) 経営改善計画及び振興計画一般について</p> <p>ア <u>同令第1条第5号に規定する経営改善資金又は同令第2条第5号に規定する振興資金により農林漁業用施設等を共同して導入しようとする場合は、当該施設等の共同利用に係る管理規程又は共同利用計画が含まれるものであること。</u></p> <p>イ <u>当該経営改善計画又は振興計画の対象となっている農用地等を含む市町村の過疎地域持続的発展市町村計画の内容に適合していること。</u></p> <p>ウ <u>当該経営改善計画又は振興計画の対象となっている過疎地域の市町村以外からの雇用労働力に依存する割合が低いこと。</u></p> <p>(2) 農業に係る経営改善計画及び振興計画について</p> <p><u>作目の選択について、主産地形成の方向を考慮したものであること。</u></p> <p>(3) 林業に係る経営改善計画及び振興計画について</p> <p><u>人工造林、林道の開設及び経営規模の拡大が計画されているものであること。</u></p> <p>(4) 漁業に係る経営改善計画及び振興計画について</p> <p>ア <u>漁船について、その動力化、大型化又は性能向上が計画されているものであり、かつ、漁業調整及び水産資源保護にも配慮されたものであること。</u></p> <p>イ <u>能率的な漁具又は漁法の導入その他の漁業の近代化が計画されているものであること。</u></p> <p>第4 激変緩和措置について</p> <p><u>各種補助事業のうち過疎地域に対する特例措置が設けられているものについては、法附則第5条に規定する特定市町村の区域（法附則第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）は、令和3年度から令和8年度までの間、法附則第5条に規定する特別特定市町村の区域（法附則第6条第2項、第7条第2項又は第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）は、令和3年度から令和9年度までの間、激変緩和のため経過措置が別途講じられているので留意されたい。</u></p>	<p><u>法第26条に定める農林漁業の経営改善又は振興のための計画については、別記様式例を作成したので参考とされたい。</u></p> <p>2 経営改善計画及び振興計画の認定基準について</p> <p><u>過疎地域自立促進特別措置法第26条の農林漁業の経営改善又は振興のための計画に関する省令（平成12年農林水産省令第47号）第3条第1号に掲げる基準については、以下の点に留意されたい。</u></p> <p>(1) 経営改善計画及び振興計画一般について</p> <p>ア <u>経営改善資金及び振興資金により農林漁業用施設等を共同して導入しようとする者等が経営改善計画及び振興計画を作成する場合には、経営改善計画及び振興計画に当該施設等の共同利用に係る管理規定又は共同利用計画が含まれるものであること</u></p> <p>イ <u>経営改善計画及び振興計画の対象となっている農用地等を含む市町村の法第6条に規定する過疎地域自立促進市町村計画の内容に沿った計画であること</u></p> <p>ウ <u>経営改善計画及び振興計画の対象となっている過疎地域の市町村以外からの雇用労働力に依存する割合が低いこと</u></p> <p>(2) 農業に係る経営改善計画及び振興計画について</p> <p><u>経営改善計画の作目の選択については、主産地形成の方向等を考慮したものであること</u></p> <p>(3) 林業に係る経営改善計画及び振興計画について</p> <p><u>経営改善計画について、人工造林、林道の開設、経営規模の拡大等が計画されているものであること</u></p> <p>(4) 漁業に係る経営改善計画及び振興計画について</p> <p>ア <u>経営改善計画の漁船に係る計画については、その動力化、大型化又は性能向上が計画されているものであり、かつ、漁業調整及び水産資源保護等にも配慮されたものであること</u></p> <p>イ <u>能率的な漁具又は漁法の導入等近代化が計画されているものであること</u></p> <p>第4 激変緩和措置について</p> <p><u>法附則第5条第1項前段に規定する特定市町村の区域については、平成12年度から平成16年度までの間に限り、各種補助事業のうち過疎地域に対する特例措置が設けられているものについては、激変緩和のため経過措置が別途講じられているので留意されたい。</u></p>



改正後

別記様式例  
(経営改善計画・個人用)

関係機関名			
年	月	日	
可			

農林漁業経営改善計画認定申請書

知事 殿

令和~~平~~成 年 月 日

申請者	住所	.....(ふりがな).....
	氏名	.....(ふりがな)..... 印

振興山村・過疎地域経営改善資金の借入を必要としますので、農林漁業経営改善計画書を添えて申請いたします。

農林漁業経営改善計画書	目標年次
	令和 <del>平</del> 成 年( 年目)

1. 農林漁業経営の現況及び改善目標

① 家族及び雇用	氏名	年齢	経営主 続柄	農林漁業従事日数		区分	現況	目標		
				現況	目標					
計 雇用 常雇 人 臨時雇 延 人						田	a	a		
						普通畑				
						樹林地				
						牧草地				
						農地小計				
						採草放牧地				
						森林				
						その他				
						合計				
③ 家畜	区分	現況	目標							
	乳牛	頭	頭							
	肉用牛									
	豚									
	鶏	羽	羽							
その他( )										
⑤ 生産と販売	生産物名	現況				目標				
		生産規模	生産量	単価	生産額	所得	生産規模	生産量	単価	生産額
				千円	千円				千円	千円
⑥ 収入及び支出(千円)	区分	現況	目標	区分	現況	目標				
	農林漁業所得(A)	千円	千円	税引所得(E=C-D)	千円	千円				
	農林漁業外の所得(B)			家計費(F)						
	農林漁家所得(C=A+B)			農林漁家経済余剰(G=E-F)						
	租税公課諸負担(D)			償還元利金(H)						

注：氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

(略)

現行

別記様式例  
(経営改善計画・個人用)

関係機関名			
年	月	日	
可			

農林漁業経営改善計画認定申請書

知事 殿

平成 年 月 日

申請者	住所	.....(ふりがな).....
	氏名	.....(ふりがな)..... 印

振興山村・過疎地域経営改善資金の借入を必要としますので、農林漁業経営改善計画書を添えて申請いたします。

農林漁業経営改善計画書	目標年次
	平成 年( 年目)

1. 農林漁業経営の現況及び改善目標

① 家族及び雇用	氏名	年齢	経営主 続柄	農林漁業従事日数		区分	現況	目標		
				現況	目標					
計 雇用 常雇 人 臨時雇 延 人						田	a	a		
						普通畑				
						樹林地				
						牧草地				
						農地小計				
						採草放牧地				
						森林				
						その他				
						合計				
③ 家畜	区分	現況	目標							
	乳牛	頭	頭							
	肉用牛									
	豚									
	鶏	羽	羽							
その他( )										
⑤ 生産と販売	生産物名	現況				目標				
		生産規模	生産量	単価	生産額	所得	生産規模	生産量	単価	生産額
				千円	千円				千円	千円
⑥ 収入及び支出(千円)	区分	現況	目標	区分	現況	目標				
	農林漁業所得(A)	千円	千円	税引所得(E=C-D)	千円	千円				
	農林漁業外の所得(B)			家計費(F)						
	農林漁家所得(C=A+B)			農林漁家経済余剰(G=E-F)						
	租税公課諸負担(D)			償還元利金(H)						

注：氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

(略)



(振興計画・法人・団体用)

関係機関名			
年	月	日	
可	否		

農林漁業振興計画認定申請書

知事 殿 令和<sup>○</sup>年<sup>○</sup>月<sup>○</sup>日

申請者	住所	(ふりがな)
	団体名	(ふりがな)
	代表者名	印

振興山村・過疎地域経営改善資金の借入を必要としますので、農林漁業振興計画書を添えて申請いたします。

農林漁業振興計画書	目標年次
	令和 <sup>○</sup> 年( 年目)

1. 事業計画の概要

(1) 事業目的

(2) 事業内容

2. 法人・団体の概要

法人・団体の名称	設立根拠法				
主な事業所所在地	出資金				
設立年月日	構成員数				
氏名	役職名	住所	出資金		
構成員の状況					
法人・団体の事業内容					
区分	現況	目標	区分	現況	目標
普通畑	a	a	利用料		
農地					
牧草地			計		
農地小計			運営費		
採草放牧地			減価償却費		
森林			計		
その他			差引余剰		
合計					
区分	現況	目標	構成員の利用料等の負担方法		

注：氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

(略)

(振興計画・法人・団体用)

関係機関名			
年	月	日	
可	否		

農林漁業振興計画認定申請書

知事 殿 平成 年 月 日

申請者	住所	(ふりがな)
	団体名	(ふりがな)
	代表者名	印

振興山村・過疎地域経営改善資金の借入を必要としますので、農林漁業振興計画書を添えて申請いたします。

農林漁業振興計画書	目標年次
	平成 年( 年目)

1. 事業計画の概要

(1) 事業目的

(2) 事業内容

2. 法人・団体の概要

法人・団体の名称	設立根拠法				
主な事業所所在地	出資金				
設立年月日	構成員数				
氏名	役職名	住所	出資金		
構成員の状況					
法人・団体の事業内容					
区分	現況	目標	区分	現況	目標
普通畑	a	a	利用料		
農地					
牧草地			計		
農地小計			運営費		
採草放牧地			減価償却費		
森林			計		
その他			差引余剰		
合計					
区分	現況	目標	構成員の利用料等の負担方法		

注：氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

(略)

改 正 後

現 行

計画記入上の注意事項

経営改善計画 個人用	
目標年次	本計画は、申請者の経営状況に応じ5年ないし10年後を目標年次として作成することとし、その最終年次が何年目（ <u>令和</u> 平成何年）になるか記入する。
1 農林漁業経営の現況及び改善目標	
①家族及び雇用	「常雇」とは、6か月以上継続して雇用する人とする。 「備考」欄には、経営者が高齢の場合、後継者の有無を記入する。
②経営する土地	借入地は、内数を（ ）で記入する。 「樹園地」は、作物別にみかん園、茶園等と記入する。 「採草放牧地」とは、農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧に供されるものをいう。
③家畜	頭数は各年末の頭数とする。 成牛は生後満2年以上のもの、育成牛は生後満2年未満のもの。 羽数は年間を通じての平均的な飼養羽数（常時飼養羽数）とする。 牛、豚及び鶏以外の家畜がある場合には「その他」の（ ）内に具体的な種類を記入するとともに、その頭数等を記入する。
④農林漁業用施設・機械等	「区分」欄に、具体的に建物、施設、機械等の名称を記入するとともに、「現況」欄及び「目標」欄に、種数、面積、台数等を記入する。なお、施設等が共有の場合は、種数等の後にその持分を1/3、1/5等と付記する。
⑤生産と販売	「生産規模」の欄には、作付面積、飼養頭数等を記入する。 「単価」の欄には、生産物の1単位当たり販売価格を円/kg等の単位で記入する。 「生産額」は、「生産量」×「単価」により算出する。
⑥収入及び支出	「農林漁業所得」には、⑤の「生産と販売」の表の「現況」の「所得」欄の計の数字を記入する。 「農林漁業外の所得」とは、農林漁業以外の事業所得、労賃、給料、配当利子、被贈扶助収入、補助金、共済受取金等とする。 「租税公課諸負担」とは、各種税金、部落会費、各種組合費、寄付金、共済掛金等とする。 「家計費」とは、飲食費、被服費、光熱費、住居費、保険衛生費、交通通信費、学校教育費、教養娯楽費、交際費、慶弔費、その他雑費のうち現金支出部分だけの合計とする。
2 経営改善と所要資金	経営改善の措置が数年にまたがる場合には、年次別に計画を記入する。なお、必要がある場合には、適宜年次の欄を追加して記入する。 「事業内容」欄には、実施する事業の内容、施設等の構造、形式、能力等をなるべく詳細に記入する。 「事業量」欄には、種数、面積、台数（大きさ別）、頭数等を記入する。 なお、農業機械化促進法施行令（昭和40年政令第209号）第3条に規定する特定高性能農業機械を購入する場合には、「事業量」欄に受託面積をも含めた利用面積を（ ）で記入する。 また、購入する施設等が共同利用施設等である場合には、種数等の後に申請者の持分を1/3、1/5等と付記する。 なお、この場合には、「事業費」欄及び「資金計画」欄には、申請者の持分に対応する負担額のみを記入する。 「資金計画」の「その他資金」欄には、県単独の補助金、市町村単独の補助金等が交付される場合に記入する。 「関連事業」とは、本計画に関連し、農業近代化資金、自己資金等により実施する事業とする。
3 負債及び償還計画	「新規借入金」とは2の資金とする。 「既往借入金」とは、申請者のすべての既往の借入金とする。
4 重要な変更	重要な変更の承認を受けようとする場合は、変更箇所を朱書きした農林漁業経営改善計画書を農林漁業経営改善計画変更承認申請書に添付し、都道府県知事に提出するものとする。
5 備考	事業計画が共同利用施設等の持分に係る場合には、当該施設等の管理運営計画等を記入する。

計画記入上の注意事項

経営改善計画 個人用	
目標年次	本計画は、申請者の経営状況に応じ5年ないし10年後を目標年次として作成することとし、その最終年次が何年目（平成何年）になるか記入する。
1 農林漁業経営の現況及び改善目標	
①家族及び雇用	「常雇」とは、6か月以上継続して雇用する人とする。 「備考」欄には、経営者が高齢の場合、後継者の有無を記入する。
②経営する土地	借入地は、内数を（ ）で記入する。 「樹園地」は、作物別にみかん園、茶園等と記入する。 「採草放牧地」とは、農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧に供されるものをいう。
③家畜	頭数は各年末の頭数とする。 成牛は生後満2年以上のもの、育成牛は生後満2年未満のもの。 羽数は年間を通じての平均的な飼養羽数（常時飼養羽数）とする。 牛、豚及び鶏以外の家畜がある場合には「その他」の（ ）内に具体的な種類を記入するとともに、その頭数等を記入する。
④農林漁業用施設・機械等	「区分」欄に、具体的に建物、施設、機械等の名称を記入するとともに、「現況」欄及び「目標」欄に、種数、面積、台数等を記入する。なお、施設等が共有の場合は、種数等の後にその持分を1/3、1/5等と付記する。
⑤生産と販売	「生産規模」の欄には、作付面積、飼養頭数等を記入する。 「単価」の欄には、生産物の1単位当たり販売価格を円/kg等の単位で記入する。 「生産額」は、「生産量」×「単価」により算出する。
⑥収入及び支出	「農林漁業所得」には、⑤の「生産と販売」の表の「現況」の「所得」欄の計の数字を記入する。 「農林漁業外の所得」とは、農林漁業以外の事業所得、労賃、給料、配当利子、被贈扶助収入、補助金、共済受取金等とする。 「租税公課諸負担」とは、各種税金、部落会費、各種組合費、寄付金、共済掛金等とする。 「家計費」とは、飲食費、被服費、光熱費、住居費、保険衛生費、交通通信費、学校教育費、教養娯楽費、交際費、慶弔費、その他雑費のうち現金支出部分だけの合計とする。
2 経営改善と所要資金	経営改善の措置が数年にまたがる場合には、年次別に計画を記入する。なお、必要がある場合には、適宜年次の欄を追加して記入する。 「事業内容」欄には、実施する事業の内容、施設等の構造、形式、能力等をなるべく詳細に記入する。 「事業量」欄には、種数、面積、台数（大きさ別）、頭数等を記入する。 なお、農業機械化促進法施行令（昭和40年政令第209号）第3条に規定する特定高性能農業機械を購入する場合には、「事業量」欄に受託面積をも含めた利用面積を（ ）で記入する。 また、購入する施設等が共同利用施設等である場合には、種数等の後に申請者の持分を1/3、1/5等と付記する。 なお、この場合には、「事業費」欄及び「資金計画」欄には、申請者の持分に対応する負担額のみを記入する。 「資金計画」の「その他資金」欄には、県単独の補助金、市町村単独の補助金等が交付される場合に記入する。 「関連事業」とは、本計画に関連し、農業近代化資金、自己資金等により実施する事業とする。
3 負債及び償還計画	「新規借入金」とは2の資金とする。 「既往借入金」とは、申請者のすべての既往の借入金とする。
4 重要な変更	重要な変更の承認を受けようとする場合は、変更箇所を朱書きした農林漁業経営改善計画書を農林漁業経営改善計画変更承認申請書に添付し、都道府県知事に提出するものとする。
5 備考	事業計画が共同利用施設等の持分に係る場合には、当該施設等の管理運営計画等を記入する。

総行過第23号  
2農振第3808号  
国国地第99号  
2文科施第497号  
厚生労働省発政総0401第4号  
20210329地第3号  
環自総発第2104016号  
令和3年4月1日

各都道府県知事 殿

総 務 大 臣  
(公印省略)

農 林 水 産 大 臣  
(公印省略)

国 土 交 通 大 臣  
(公印省略)

文 部 科 学 大 臣  
(公印省略)

厚 生 労 働 大 臣  
(公印省略)

経 済 産 業 大 臣  
(公印省略)

環 境 大 臣  
(公印省略)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行について（通知）

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「本法」という。）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和3年政令第137号。以下「政令」という。）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行規則（令和3年総務省・農林水産省・国土交通省令第1号。以下「規則」という。）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措

置法第14条第1項第7号に規定する総務省令で定める事業者を定める省令（令和3年総務省令第37号。以下「事業者省令」という。）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第14条第2項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令（令和3年総務省令第36号。以下「ソフト省令」という。）及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号。以下「減収補填省令」という。）がそれぞれ令和3年3月31日に公布され、本日施行されました。あわせて過疎地域をその区域とする市町村等の公示が本で行われたところです。

過疎地域は、食料、水及びエネルギーの安定的な供給、自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有し、これらが発揮されることにより、国民の生活に豊かさや潤いを与え、国土の多様性を支えています。

また、東京圏への人口の過度の集中により大規模な災害、感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るため、過疎地域の担うべき役割は、一層重要なものとなっています。

しかるに、過疎地域においては、人口の減少、少子高齢化の進展等他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通の機能の確保及び向上、医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地、森林等の適正な管理等が喫緊の課題となっています。

このような状況に鑑み、近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、全力を挙げて取り組むことが極めて重要です。

このような現状認識を踏まえ、本法は、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な行財政上の特別措置を講ずることにより、過疎地域の持続的発展を支援するものです。

つきましては、下記事項に留意の上、本法の円滑な施行に格段の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市町村に対して周知いただくようお願いします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

### 第1 総則

#### 1 目的

本法は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずること

により、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とすること。

(法第1条)

## 2 過疎地域

昭和50年から平成27年までの40年間の人口減少率が一定以上等であり、かつ、平成29年度から令和元年度までの3箇年度平均の財政力指数が0.51以下であること等の要件を満たす市町村の区域を「過疎地域」とし、主務大臣は、当該市町村を公示するものとする。

(法第2条)

## 3 特定期間合併市町村に係る一部過疎

特定期間合併市町村（平成11年4月1日から令和3年3月31日までの間に、市町村の合併により設置された市町村等のうち過疎地域の市町村以外のものをいう。以下同じ。）であって、平成29年度から令和元年度までの3箇年度平均の財政力指数が0.64以下であること等の要件を満たすものについては、特定期間合併関係市町村（平成11年3月31日に存在していた市町村であって、同年4月1日から令和3年3月31日までの間に市町村の合併によりその区域の全部又は一部が特定期間合併市町村の区域の一部となった市町村をいう。以下同じ。）の区域（平成11年4月1日から令和3年3月31日までの間の市町村の合併の日の前日における市町村の区域をいう。以下「特定期間合併関係市町村の区域」という。）のうち、昭和50年から平成27年までの40年間の人口減少率が一定以上等である区域を過疎地域とみなして、本法の規定を適用すること。

(法第3条)

## 4 過疎地域の持続的発展のための対策の目標

過疎地域の持続的発展のための対策は、1の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、多様な人材を確保すること等の目標に従って推進されなければならないこと。

(法第4条)

## 5 国の責務

国は、1の目的を達成するため、4の目標として掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。

(法第5条)

## 6 都道府県の責務

都道府県は、1の目的を達成するため、4の目標として掲げる事項につき、一つの過疎地域の市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(法第6条)

# 第2 過疎地域持続的発展計画

## 1 過疎地域持続的発展方針

- (1) 都道府県は、当該都道府県における過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項等について定める過疎地域持続的発展方針（以下単に「持続的発展方針」という。）を定めることができること。
- (2) 都道府県は、持続的発展方針を定めようとするときは、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならないこと。
- (3) 都道府県は、持続的発展方針を定めたときは、これを公表するものとする。

（法第7条）

## 2 過疎地域持続的発展市町村計画

- (1) 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て地域の持続的発展の基本的方針に関する事項、地域の持続的発展に関する目標等について定める過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができること。この場合において、当該市町村計画に定める事項のうち一定の事項については、あらかじめ都道府県に協議しなければならないこと。
- (2) 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めたときは、直ちに、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならないこと。
- (3) 市町村計画の策定に当たっては、多様な住民の意見を十分に反映することが求められること。
- (4) 過疎地域の市町村は、非過疎地域となることを目指し、地域活性化等の取組を積極的に推進することが求められること。

（法第8条）

## 3 過疎地域持続的発展都道府県計画

- (1) 都道府県は、持続的発展方針に基づき、過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域の持続的発展の基本的方針に関する事項、過疎地域の持続的発展に関する目標等について定める過疎地域持続的発展都道府県計画（以下単に「都道府県計画」という。）を定めることができること。
- (2) 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、これを公表するとともに、主務大臣に提出するものとする。

（法第9条）

なお、1から3の作成に当たり、留意事項その他の円滑な施行のために必要と考えられる事項については、別途通知する。

## 第3 過疎地域の持続的発展の支援のための財政上の特別措置

### 1 国の負担又は補助の割合の特例等

- (1) 市町村計画に基づいて行う事業のうち、教育施設等に要する経費に対する国の負担又は補助の割合の特例を定めること。
- (2) 国は、市町村計画に基づいて行う公立小中学校の統合に伴う教職員住宅

の建築事業について、その経費の10分の5.5を下回らない額の交付金が充当されるように交付金を算定するものとする。

(法第12条及び第13条)

## 2 過疎地域の持続的発展のための地方債

過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係る事業等を行う者に対する出資及び市町村道等の施設の整備並びに住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定めるものの実施に必要な経費については、地方債をもってその財源とすることができるものとし、その元利償還費の一部については、地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

なお、過疎地域の持続的発展のための地方債の取扱いについては、別途総務省において定めることとしている。

(法第14条、政令第7条、事業者省令、ソフト省令)

## 第4 過疎地域の持続的発展の支援のためのその他の特別措置

過疎地域の持続的発展の支援のためのその他の特別措置として、次に掲げる事項に関する措置を講ずること。

- 1 基幹道路の整備（法第16条、政令第8条）
- 2 公共下水道の幹線管渠等の整備（法第17条、政令第9条）
- 3 高齢者の福祉の増進（法第18条及び第19条）
- 4 医療の確保（法第20条、政令第10条）
- 5 株式会社日本政策金融公庫等からの資金の貸付け（法第21条）
- 6 沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け（法第22条）
- 7 減価償却の特例（法第23条）
- 8 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第24条、減収補填省令）

なお、基幹道路及び公共下水道の幹線管渠等の整備の指定の手續、経費等の具体的内容については、別途通知する。また、減価償却の特例、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置については、別途通知する。

## 第5 過疎地域の持続的発展の支援のための配慮

過疎地域の持続的発展の支援のため、次に掲げる事項に関する配慮の規定を設けること。

- 1 移住及び定住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保（法第25条）
- 2 農林水産業その他の産業の振興（法第26条）
- 3 中小企業者に対する情報の提供等（法第27条）
- 4 観光の振興及び交流の促進（法第28条）
- 5 就業の促進（法第29条）
- 6 情報の流通の円滑化等（法第30条）

- 7 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保（法第31条）
- 8 生活環境の整備（法第32条）
- 9 保育サービス等を受けるための住民負担の軽減（法第33条）
- 10 教育の充実（法第34条）
- 11 地域文化の振興等（法第35条）
- 12 再生可能エネルギーの利用の推進（法第36条）
- 13 自然環境の保全及び再生（法第37条）
- 14 農地法等による処分（法第38条）
- 15 国有林野の活用（法第39条）
- 16 規制の見直し（法第40条）

## 第6 雑則

### 1 旧過疎自立促進地域の市町村に係る特例

- (1) 旧過疎地域自立促進特別措置法（以下「旧過疎自立促進法」という。）の規定に基づく過疎地域をその区域とする市町村（以下「旧過疎自立促進地域の市町村」という。）であって、昭和35年から平成27年までの55年間の人口減少率が一定以上等であり、かつ、平成29年度から令和元年度までの3箇年度平均の財政力指数が0.51以下であること等の要件を満たす市町村の区域は、過疎地域とみなすこと。
- (2) 旧過疎自立促進地域の市町村のうち特定期間合併市町村であって、平成29年度から令和元年度までの3箇年度平均の財政力指数が0.64以下であること等の要件を満たすものについては、特定期間合併関係市町村の区域であって、特定期間合併関係市町村の人口に係る昭和35年から平成27年までの55年間の人口減少率が一定以上等である区域を過疎地域とみなして、本法の規定を適用すること。
- (3) 令和3年3月31日において旧過疎自立促進法第33条第2項の規定の適用を受けていた市町村のうち特定期間合併市町村であって、平成29年度から令和元年度までの3箇年度平均の財政力指数が0.64以下であるもの等に係る同項の規定に基づく過疎地域であった区域については、(2)を準用すること。
- (4) 旧過疎自立促進地域の市町村のうち平成11年4月1日から令和3年3月31日までの間に市町村の合併により設置された市町村等については、当該市町村の国勢調査の結果による平成27年の人口を当該市町村に係る一部過疎の要件を満たす区域に係る国勢調査の結果による平成27年の人口で除して得た数値が3以下であること等の基準に該当するものを過疎地域とみなして、本法の規定を適用すること。

（法第41条及び第42条、規則第2条）

### 2 過疎地域の市町村以外の市町村の区域に対する適用

本法の規定は、一部を除き、令和2年の国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された場合及び令和2年の国勢調査の次に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された場合においては、本法の規定の一

部を読み替えて、過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用すること。

(法第43条)

### 3 市町村の廃置分合等があった場合の特例

- (1) 令和3年4月1日以後に行われた廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村について、本法の適用関係を規定すること。
- (2) 合併市町村（令和3年4月1日以後に市町村の合併により設置された市町村等をいい、過疎地域の市町村を除く。以下同じ。）のうち合併関係市町村（市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となった市町村をいう。以下同じ。）に過疎地域の市町村等が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において過疎地域であった区域を過疎地域とみなして、本法の規定を適用すること。

(法第44条)

### 4 主務大臣等

第1の2における主務大臣は、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とすること。また、第2における主務大臣は、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣とすること。

(法第45条)

## 第7 附則

### 1 施行期日等

本法は、令和3年4月1日から施行し、令和13年3月31日限り、その効力を失うこと。

(法附則第1条及び第3条)

### 2 特定市町村等に対する本法の準用

- (1) 旧過疎自立促進地域の市町村のうち過疎地域の市町村以外のものであって、特定期間合併市町村に係る一部過疎に関する規定の適用を受ける区域を含まないもの（以下「特定市町村」という。）については、令和3年度から令和8年度までの間（特定市町村のうち平成29年度から令和元年度までの3箇年度平均の財政力指数が0.4以下のもの（以下「特別特定市町村」という。）については、令和3年度から令和9年度までの間）に限り、第3の特別措置等を準用すること。
- (2) 旧過疎自立促進地域の市町村のうち過疎地域の市町村以外のものであって、特定期間合併市町村に係る一部過疎に関する規定の適用を受ける区域を含むものについては、当該規定の適用を受ける区域以外の区域を特定市町村の区域（一定の要件を満たす場合は特別特定市町村の区域）とみなして、(1)を適用すること。
- (3) 旧過疎自立促進法第33条第2項の規定の適用を受けていた市町村のう

ち過疎地域の市町村以外のものであって、同項の規定に基づく過疎地域であった区域について特定期間合併市町村に係る一部過疎に関する規定の適用を受ける区域以外の区域を含むものについては、旧過疎自立促進法第33条第2項の規定に基づく過疎地域であった区域のうち特定期間合併市町村に係る一部過疎に関する規定の適用を受ける区域以外の区域を特定市町村の区域（一定の要件を満たす場合は特別特定市町村の区域）とみなして、(1)を適用すること。

- (4) 合併市町村のうち合併関係市町村に特定市町村等が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において当該特定市町村等の区域であった区域を特定市町村の区域とみなして、(1)を適用すること。
- (5) 合併市町村のうち合併関係市町村に特別特定市町村等が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において当該特別特定市町村等の区域であった区域を特別特定市町村の区域とみなして、(1)を適用すること。

(法附則第5条から第8条まで)

### 3 関係法令の改正等

関係法令の改正その他所要の規定の整備を行うこと。

(法附則第9条から第24条まで、政令附則第5条から第19条まで)

○農林水産省令第二十四号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二十一条の規定に基づき、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十一条の農林漁業の経営改善又は振興のための計画に関する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

農林水産大臣 野上浩太郎

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十一条の農林漁業の経営改善又は振興のための計画に関する省令

（経営改善計画の記載事項）

第一条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「法」という。）第二十一条の農林漁業の経営改善のための計画（以下「経営改善計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 農林漁業経営の状況

- 二 資産及び負債の状況
- 三 収入及び支出の状況
- 四 当該過疎地域の自然的経済的条件に適應する経営条件に應ずる農林漁業経営の確立を図るために必要な改善措置

五 前号の改善措置に必要な資金で株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第五の第五号に掲げる資金又は沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第八十六号）第二条第一号ホ、へ、ト、カ若しくはツに掲げる資金に該当するもの（以下「経営改善資金」という。）の額並びにその貸付けを受けた場合における貸付金の使用計画及び償還計画

六 第四号の改善措置に必要な資金で経営改善資金以外のものの額及び調達方法

七 経営改善資金以外の資金の貸付けを受けている場合は、その貸付金の償還計画

（振興計画の記載事項）

第二条 法第二十一条の農林漁業の振興のための計画（以下「振興計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事業の状況
- 二 資産及び負債の状況
- 三 収入及び支出の状況
- 四 当該過疎地域の自然的経済的条件に応ずる農林漁業の振興を図るために必要な措置
- 五 前号の措置に必要な資金で株式会社日本政策金融公庫法別表第五の第五号に掲げる資金又は沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号ホ、へ、ト、カ、ソ若しくはツに掲げる資金に該当するもの（以下「振興資金」という。）の額並びにその貸付けを受けた場合における貸付金の使用計画及び償還計画
- 六 第四号の措置に必要な資金で振興資金以外のものの額及び調達方法
- 七 振興資金以外の資金の貸付けを受けている場合は、その貸付金の償還計画

（認定の基準）

第三条 法第二十一条の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 経営改善計画に記載された第一条第四号の改善措置が当該過疎地域の自然的経済的条件に適応する経営条件に応ずる農林漁業経営の確立を図るために必要かつ適当なものであること又は振興計画に記載さ

れた前条第四号の措置が当該過疎地域の自然的経済的条件に応ずる農林漁業の振興を図るために必要かつ適当なものであること。

二 経営改善計画又は振興計画が適正に作成されており、かつ、当該経営改善計画又は当該振興計画を作成した者がこれを達成する見込みが確実であること。

三 経営改善計画又は振興計画を作成した者が当該経営改善計画又は当該振興計画を達成するためには、経営改善資金又は振興資金の貸付けを受けることが必要であつて他に適当な方法がないこと。

#### 附 則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。